

被災箇所毎に見る課題整理

平成17年10月5日

大規模降雨災害対策検討会

国土交通省 河川局砂防部

目 次

大分県湯布院町下湯平地区の警戒避難の状況について	1
宮崎県高千穂町土呂久・南、畑中内地区の警戒避難の状況について	2
宮崎県山之口町五反田地区の警戒避難の状況について	3
宮崎県三股町切寄地区の警戒避難の状況について	4
鹿児島県垂水市新御堂地内の警戒避難の状況について	5
宮崎県日之影町神影上地区の警戒避難の状況について (人的被害が発生しなかった事例)	6
鹿児島県福山町裏町地内谷地区の警戒避難の状況について (土砂災害警戒区域が指定された事例)	7

1. 大分県湯布院町下湯平地区の警戒避難の状況について

第1回検討会
(平成17年10月5日)

湯布院町の災害対応

土砂災害警戒避難基準の情報が県から伝達されていたが、避難勧告は発令せず、自主避難の呼びかけを継続。その後土石流の発生により行方不明者1名。

時系列の雨量情報等と発生した事象

9/5 12:25 大雨・洪水注意報発令

18:55 自主避難の呼びかけ

9/6 2:31 大分土木事務所より避難基準（L）超過のFAX及び、自動応答による伝達。

→ 地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は、「地すべり、山崩れ等により危険が切迫している時」であり、

この時点は避難勧告発令せず。

9/6 11時頃 土石流発生により行方不明者1名。

避難勧告を発令しなかった理由

・土砂災害警戒避難基準雨量は、市町村単位の提供情報であり、市町村をさらに細分化した地域別の情報ではないため、この情報に基づいて避難勧告を出すとするれば、町域全体に避難勧告を出すことになる。

・しかし、町域全体という広範囲に避難勧告を出す、避難所の開設（食事の手配等含む）や避難者輸送の安全確保等を町域全体で実施する責務が生じ、町としての体制確立が困難。

・上記のような町の責務が義務的に生じず、かつ住民に危険な状態に入っている事を知らせるという意味で、自主避難の呼びかけで対応している。

課題

・避難勧告を出すための地域防災計画上の基準が定性的であるため、自主避難の呼びかけで対応をとった。客観的なデータ（土砂災害警戒避難基準雨量等のデータ）に基づく判断基準の設定が課題。

・土砂災害警戒避難基準雨量の情報は、市町村を最小単位として提供される現状であるため、避難勧告を出す地域の特定ができない。そのため、市町村内を複数に分割する等、細分化した情報の提供が課題。

・土砂災害警戒避難基準雨量については、HPでスネーク曲線で公開しているものの表に加えて時間的経過や切迫性がわかる図等を添付する工夫が課題。

被災箇所と避難所の関係



2 宮崎県高千穂町土呂久・南、畑中内地区の警戒避難の状況について

第1回検討会
(平成17年10月5日)

高千穂町の災害対応

土砂災害警戒避難基準の情報が宮崎県から伝達されていたが、避難勧告は発令せず、自主避難の呼びかけを継続。その後、土呂久・畑中内では土石流により死者4名、土呂久・南ではがけ崩れにより死者1名。

時系列の雨量情報等と発生した事象

9/4 21:50 大雨・洪水警報発令

9/5 12:10 自主避難の呼びかけ

22:00 西臼杵支庁より土砂災害発生基準(CI)超過のFAXによる伝達

→地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は、災害の発生、またはおそれがある時であり、この時点は避難勧告は発令せず。

9/6 10:55 土呂久・畑中内では土石流により死者4名、土呂久・南ではがけ崩れにより死者1名

避難勧告を発令しなかった理由

・土砂災害警戒避難基準雨量については、システム整備中のため、今回送付したものは市町村単位の提供で解説のみの情報であり、市町村をさらに細分化した地域別の情報ではないため、この情報に基づいて避難勧告を出すとするば、町域全体に避難勧告を出すことになる。

・しかし、町域全体という広範囲に避難勧告を出すと、避難所の開設(食事の手配等含む)や避難者輸送の安全確保等を町域全体で実施する責務が生じ、町としての体制確立が困難であるとともに避難途中の被災を懸念。

・上記のような町の責務が義務的に生じず、かつ住民に危険な状態に入っている事を知らせるという意味で、自主避難の呼びかけで対応している。

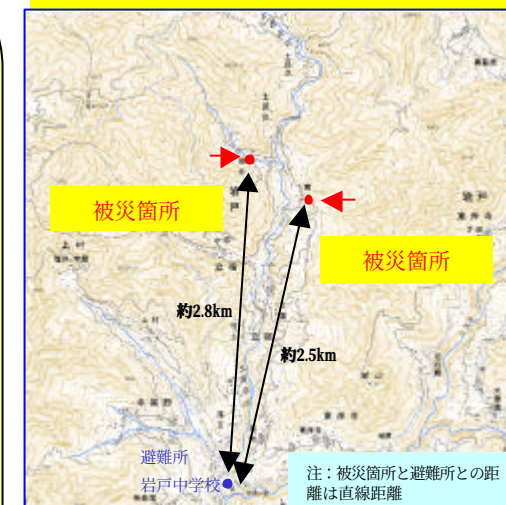
課題

・避難勧告を出すための地域防災計画上の基準が定性的であるため、自主避難の呼びかけで対応をとった。客観的なデータ(土砂災害警戒避難基準雨量等の客観的なデータ)に基づく判断基準の設定が課題。

・土砂災害警戒避難基準雨量の情報は、市町村を最小単位として提供される現状であるため、避難勧告を出す地域の特定ができない。そのため、市町村内を複数に分割する等、細分化した情報の提供が課題。

・土砂災害警戒避難基準雨量については、解説文に加え時間の経過や切迫性が分かる工夫が課題

被災箇所と避難所の関係



被災状況

土石流、死者4名(70才夫婦と子2人)

がけ崩れ死者1名(70才代)



3 宮崎県山之口町五反田地区の警戒避難の状況について

第1回検討会
(平成17年10月5日)

【山之口町の災害対応】

土砂災害警戒避難基準の情報が宮崎県から伝達されていたが、避難勧告は発令せず、自主避難の呼びかけを継続。その後、かけ崩れにより死者1名。

【時系列の雨量情報等と発生した事象】

9/5 5:28 大雨・洪水警報発令
12:00 自主避難の呼びかけ
16:15 都城土木事務所より土砂災害発生基準 CI超過のFAXによる伝達
→ 町でこの情報が到着しているのに気がついたのは、県が情報伝達してから約2時間遅れであった。また、地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は、**「かけ崩れ、土石流が発生、またはおそれがある時」**であり、この時点は避難勧告は発令せず。

16:30 避難勧告を一部地域（同町五反田地区の公民館付近のみ）に発令

9/6 5時頃 避難勧告を出していなかった、同町五反田地区の公民館東側の箇所で、かけ崩れにより死者1名。

【今回のような警戒避難対応を取った理由】

①一部地域にだけ避難勧告を出し、残りは自主避難とした理由
・ある崖から水が噴出しているという状況に気づいた住民が、土砂災害の前兆現象として町に通報。それを理由に町は、その近くの地域（8世帯）にのみ避難勧告を発令。

結果として、その地区では土砂災害が発生せず、ごく近傍の他の箇所でかけ崩れが発生し、死者1名が発生した。

②町で土砂災害警戒基準情報の受領が2時間程度遅れた理由。

・建設課の担当者が見回り作業に出ていて、役場にいなかったため。

【課題】

・前兆現象の通報に基づき、危険が迫っている地域に避難勧告を出したのは的確な対応であった。しかし、結果的には避難勧告をだす範囲をもう少し広く取っていただ良かったという事例であり、前兆現象によって避難勧告を出す範囲について、定性的なものであっても良いので何らかの基準が地域防災計画上に記載する事が課題。

・情報のタイミングを外さない的確な受領および活用のためには、情報伝達を専門に行い、役場を空けない職員がいるような体制をとる必要あり。

被災箇所と避難所の関係



5 鹿児島県垂水市新御堂地内の警戒避難の状況について

第1回検討会
平成17年10月5日

垂水市の災害対応

- ・垂水市は、大雨洪水警報や、鹿児島県の発表した土砂災害警戒情報を元に、再三の自主避難の呼びかけをしていた。
- ・しかし、新御堂・上ノ宮6地区ではおり崩れにより死者1名、第2小川地区では土石流により死者1名。

時系列の雨量情報等と発生した事象

- 9/5 5:20 大雨洪水警報発令
8:55 自主避難の呼びかけ
15:40 鹿屋土木事務所より土砂災害発生基準 CI超過のFAXによる伝達。
18:22 上ノ宮6地区において、おり崩れにより死者1名
19:50 鹿児島県より土砂災害警戒情報が発令
9/6 12:30 上の宮第2小川地区において、土石流により死者1名

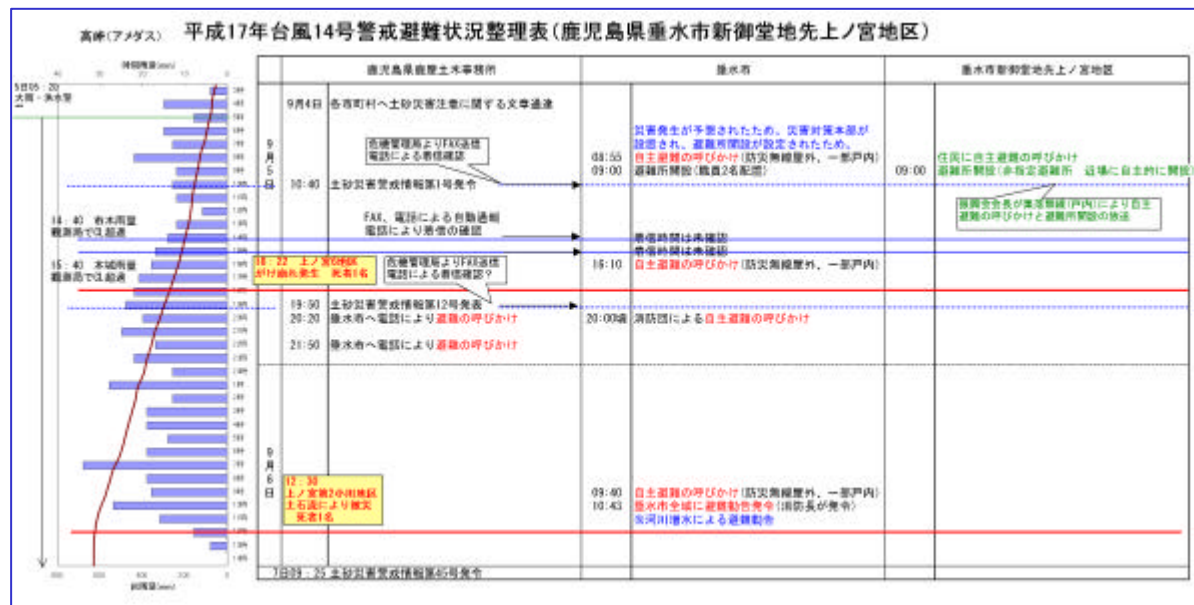
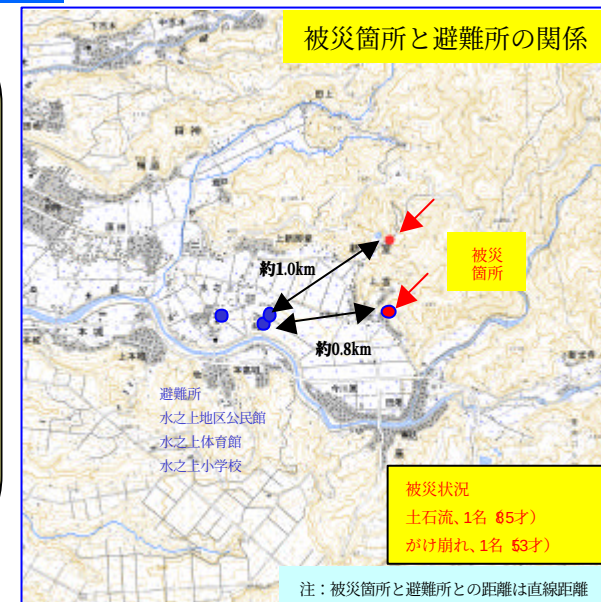
今回のような警戒避難対応を取った理由

- ①避難勧告を出さなかった理由
・避難勧告の発令については、土砂災害警戒情報（9/5 19:50）、土砂災害危険基準雨量（9/5 15:40）が鹿児島県から出されていたものの、市町村防災計画は雨量の基準で「連続雨量150mm、時間雨量50mm」という規定があったため、避難勧告を出すための根拠としては活用されなかった。また、時間雨量で50mmを超えたことが無かったため、同じく避難勧告が発令される事もなかった。

課題

- ・避難勧告基準を見直す必要がある。
- ・土砂災害警戒避難基準雨量等については、表に加えて時間的経過や切迫性がわかる工夫が課題。

被災箇所と避難所の関係



第1回検討会
(平成17年10月5日)



7. 鹿児島県福山町裏町地内谷地区の警戒避難の状況について 土砂災害警戒区域が指定された事例)

第1回検討会
(平成17年10月5日)

福山町の災害対応

福山町浦町谷2地区は、今回の台風で土砂災害が発生した箇所のうちで、唯一土砂災害防止法の警戒区域が指定済みの箇所であった。大雨洪水注意報が発令される前日の9月3日から、既に自主避難の呼びかけを実施し、その後も再三の自主避難の呼びかけを行った。9月6日の土石流が発生したが人的被害はなかった。

【時系列の雨量情報等と発生した事象】

- 9/3 朝 初めての自主避難の呼びかけ
- 9/4 20:20 大雨 洪水注意報発令
- 9/5 12:00 自主避難の呼びかけ (3回目)
 - 19:00 加治木土木事務所より土砂災害発生基準 CL)超過の状況が通報
 - 19:50 鹿児島県より土砂災害警戒情報が発表
- 9/6 10:00 自主避難の呼びかけ (6回目)
 - 11:00 土石流発生。人的な被害はなかった。

課題

・土砂災害警戒区域が指定されていたが、全住民が避難したというわけではなかった。警戒区域内の警戒避難体制の構築が課題。

被災箇所と避難所の関係

